

特定非営利活動法人あかね 給与規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人あかね（以下「法人」という。）の職員の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、職員として採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 この規定で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与に置いて差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、代表理事がこれを定めるものとする。

(給与計算期間及び締切日)

第6条 給与計算期間は、毎月1日から末日までとし、末日を締切日とする。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月15日に支払う。但し、支払日が日曜日の時はその前々日、土曜日・祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

(給与の支払方法)

第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより給与の振り込みを受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

(給与からの控除)

第9条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 給与所得税及び住民税
- (2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(有給休暇の取扱い)

第10条 年次有給休暇、慶弔休暇、産前産後休暇の有給休暇を認める。

2 その他本規定に定めのない事項については、各関係法令の例により代表理事がこれを定める。

(賞与)

第11条 賞与は、原則として、年1回、1年以上在籍している正規職員に対し、法人の業績、従業者の勤務成績等を勘案して支給する。ただし法人の業績によって支給しないことがある。

附則

この規程は、2021年 6月 1日から施行する。(2021年5月15日理事会決議)